

平成 28 年 4 月

650-0004

神戸市中央区中山手通 4-22-4

全日兵庫会館

全日本不動産協会兵庫県本部 様

No3

神戸市行財政局主税部

差押不動産公売の実施について(御案内)

平素は、神戸市税務行政について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市税滞納処分により差し押さえた不動産を期間入札により売却する公売を下記のとおり実施いたしますので、ぜひ会員の皆様に御周知くださるよう御案内申し上げます。

記

- 1 入札期間 平成 28 年 5 月 17 日(火)～平成 28 年 5 月 24 日(火)
- 2 入札書送付先 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号(神戸商工中金ビル 4 階)
神戸市行財政局主税部収税課(整理支援)
- 3 公売方法 期間入札(郵便による入札)
- 4 開札日時 平成 28 年 5 月 31 日(火)午前 11 時
- 5 参加資格等
注意事項 別添「差押不動産公売(期間入札)のお知らせ」及び神戸市ホームページ
を御覧ください。
- 6 公売財産 別添「差押不動産公売(期間入札)のお知らせ」及び神戸市ホームページ
を御覧ください。
- 7 連絡先 神戸市行財政局主税部収税課(整理支援) 烏谷, 瀬良田
TEL 078-322-6314(直通) FAX 078-322-6152



神戸市税滞納処分による差押不動産の強制売却

差押不動産公売のお知らせ(期間入札)

神戸市では、市税の滞納により差し押さえた不動産を、期間入札(郵送型入札)の方法により強制的に売却して換価する「公売」を行います。

重要 差押不動産公売とは(必ずお読みください)

差押不動産の公売とは、公租公課の滞納のため差し押さえた不動産(以下「公売財産」という。)について、所有者等の権利者の同意を得ることなく買受人との間で売買を強制的に成立させ、その売買代金を取り上げて滞納公租公課等に配分する強制徴収の制度です。差押不動産公売においては、神戸市は強制徴収の執行機関であって、売主でも仲介業者でもありません。差押不動産公売は市有地の売却とは全く違う別の制度です。

差押不動産公売では、正常取引ではなく強制徴収によって売買される関係上、買受人は売却意思のない所有者から、「現状有姿・返品不可」を承知で公売財産を買い受けたものとされます。

事前に公売財産に関する情報を収集・精査し、「差押不動産公売は正常取引による売買ではない」ことを理解したうえで、入札に参加してください。

☆公売日程

入札期間	平成28年5月17日(火)から同年5月24日(火)まで【期間内 必着 】 (※)事前に入札書類を入手してください(入手方法等はホームページに掲載)
公売保証金提供期限	平成28年5月24日(火) 午後3時
開札日時	平成28年5月31日(火) 午前11時
売却決定日時	平成28年6月7日(火) 午前10時30分
買受代金納付期限	平成28年6月7日(火) 午前11時30分

☆公売財産一覧表

売却区分番号	見積価額(円)		公売財産	
	公売保証金(円)	種類(※)	所在地等(※)	地積・床面積(※)
215-3	49,500,000	宅地	神戸市東灘区岡本九丁目78番7ほか ※境界一部不明, 圍繞地通行権負担あり	274.71㎡ (2筆合計)
	4,950,000			
215-4	5,200,000	宅地 駐車場	神戸市灘区記田町三丁目1番地8 灘・石屋川荅番館ハウス駐車場 持分30分の10 ※持分売り, 占有者不明	207.69㎡
	520,000			
214-15	1,100,000	雑種地	神戸市北区鈴蘭台北町三丁目17番23	63㎡
	110,000			
215-5	11,100,000	山林 宅地	神戸市西区伊川谷町潤和字北横尾238番171ほか	1356.58㎡ (4筆合計)
	1,110,000			

(※)公売財産の種類、面積等は登記簿表示であり、現況との相違は買受人の引受けとなります。

(裏面も御覧ください)

☆注意事項

- (1) 公売財産は執行機関の管理物件ではありません。公売財産への立入りはご遠慮ください。
- (2) あらかじめ公売財産の現況，法令上の規制等を確認し，不動産登記簿等を閲覧したうえで入札してください。
- (3) このお知らせに掲載されている公売財産について，公売を中止することがあります。事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。
- (4) 執行機関は公売財産の保全・引渡義務を負いません。占有者等に対して明渡しを求める場合や公売財産内の動産を処理する場合は，全て買受人の責任において行うことになります。
- (5) 公売財産の瑕疵は買受人の引受けとなり，執行機関は瑕疵担保責任を負いません。なお，公売財産に係るアスベスト，土壤汚染，地下埋設物などに関する専門的調査は行っておりません。
- (6) 土地の境界については隣接地所有者と，接面道路（私道）の利用については道路所有者と，それぞれ協議してください。執行機関は協議の成否について責任を負いません。

※)入札の手続，公売財産の概要など詳細は **「神戸 不動産公売」で検索**

問い合わせ：神戸市行財政局主税部収税課（整理支援）【電話】078（322）6314

◆この印刷物は，神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。

平成28年4月制作

神戸市行財政局主税部収税課



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008